海日記

822
84

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『海日記』　請求記号 WA1-6-34

安永二甲年年

澤左衛門

毎日記

參

十月
十二月
十三月中

823
439
34

35.1.13

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

嘉永二甲年

十月ノ
年ノ十月
三月ヽ中

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

外務省引継書

十月廿日

〃 當日午後祝砲執行ノ旨通告アリ

〃 午前八時祝砲ヲ發シ午後二時ヨリ

仏国領事ヲ除ク外各領事ヲ

〃 引率シテ政府ニ

〃 入廳ス

〃 夜ニ入リ各国領事ヨリ祝詞ヲ

述ベタリ

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

〃 午後三時頃 松浦周太郎
右ハ南氣候ニ付病氣引籠ニ付見舞ニ参候ニ付
面會ス
〃 午後七時頃 松浦周太郎
昨日ノ禮旁ニ参ル
〃 午後七時半頃 岩倉具綱
〃 午後八時頃 岩倉具綱
〃 午後九時頃 岩倉具綱
〃 午後十時頃 岩倉具綱

十月二日

〃 當番ニ付出勤 判事ノ列ニ入ル

〃 午後小田忠之
〃 午後十時頃 小田忠之

十月三日

〃 事務ニ付出勤 判事ノ列ニ入ル
〃 午後二時頃 少巻事
〃 午後四時頃 松浦周太郎
〃 午後七時頃 松浦周太郎
〃 午後八時頃 松浦周太郎

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

〃 西洋人ノ雇ニ成ル者
〃 夜ニ入リ雨降ル
〃 清国ノ人ノ雇ニ成ル者

十月五日

〃 官員ニ列ル人ノ雇ニ成ル者
〃 小野九郎ト云ヘル人ノ雇ニ成ル者
〃 松ヶ岡ト云ヘル人ノ雇ニ成ル者
〃 清国ノ人ノ雇ニ成ル者

十月六日

〃 官員ニ列ル人ノ雇ニ成ル者
〃 一迎原ト云ヘル人ノ雇ニ成ル者
〃 小野九郎ト云ヘル人ノ雇ニ成ル者

今明日ニ至ル迄ノ間ニ
右ノ商業ニ従事スル為メ
江戸ニ赴ク積リニ付
此ノ段御届申上ル

〃 夜ニ入リ雨降ル

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

十月七日

〃 注文の品物出来に付
中村方へ注文の品物
〃 文代より村使
より書面の通申越ニ
付各自へ書面の趣
御相談の上行規則
出来ニ付
仕事着等注文
出来ニ付
〃 勤番文代より同村
外の品出来ニ付
取ニ
〃 右仕立ニ
〃 注文の仕立物
〃 注文品中ニ
〃 落下傘仕立ニ
お届
〃 右仕立ニ付

〃　町役人等御役宅へ御届
　　仕候事有
〃　夜ニ入北風烈敷候ニ付
　　漁事ニ出不申候事
十月八日
〃　浦賀奉行所ゟ呼ニ来ル
　　事有
〃　一通御用済候ニ付帰路ニ
　　南本牧ニ而一船ニ二船ニ
　　而漁仕候ニ付
〃　右ニ付漁方ニ而ハ御用
　　済候方ニハ利欲ニ
　　心を奪ハれ
〃　毎朝八ツ時ニ起候事
〃　家内一同事ニ候事
一　右同断ニ付
右之通ニ候ニ付

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

別紙仰付候間其御心得
可被申聞候事

十月九日

一 通帳差渡候節ハ請取書
差出可申事

一 印紙之儀ハ御定之通
可被相心得候事

一 雇人共給金之儀ハ毎月
二日限可相渡事

一 給金之儀ハ前月分
可相渡事

一 給金之儀ハ請取書
差添差出候ハヽ通帳ニ
書留差遣可申候事

一 給金之儀ハ請取書
差添差出候ハヽ通帳ニ
書留差遣可申候事

一 初通帳差候節ハ兼而申渡
置候通給金之儀ハ前月
分ハ当月中ニ当月分ハ
翌月中ニ可相渡事

一 初通帳差候節ハ兼而申渡
置候通給金之儀ハ前月
分ハ当月中ニ当月分ハ
翌月中ニ可相渡事

甲午十二月

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

十月十日

小二郎ニ為替金
差出ス筈分
〃 右ハ名古屋ニ用向有之中
建掛リ名古屋ニ中
〃 両人ニ雇ヒ置
〃 家屋根葺手入
〃 清雪ニ雇ヒ置
十月十一日
〃 我家ニ来ル中
〃 右ハ昨晩中ニ
家屋ニ中
〃 昨朝ニ
中村ニ
〃 酒水桑ニ建
ハ
〃 右ハ名古屋ニ
〃 右ハ昨晩中ニ
〃 右ハ昨朝ニ
中村ニ
〃 酒水桑ニ建
ハ

〃 演書ヲ終ヲ了ル

十月十三日

〃 発船ヲ為ス筈ニ付キ

〃 様子ヲ見ル為メ発船ヲ延ス

〃 ヲ已ムヲ得ズ延ス

〃 演書ヲ終ヲ了ル

十月十四日

〃 発書ヲ為ス筈ニ付キ

〃 二通ヲ度ヲ為ス信大白判事ヲ

〃 今ヲ府ヲ為ス筈ニ付キ

〃 様子ヲ来ヲ為ス筈ニ付キ

〃 例ノ色ヲ以テ之ヲ知ル

〃 小田忠ヲ為ス筈ニ付キ

〃 来ヲ二通ヲ度ヲ為ス

〃 演書ヲ終ヲ了ル発船ス

十月十五日

〃 雨ヲ為ス筈ニ付キ判知ヲ為ス

一船ヲ為ス筈ニ付キ来ヲ雨ヲ為ス筈ニ付キ

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

〃　午前十時ヨリ出勤ス
〃　午前ヨリ出張ス　南ノ原
〃　夜ニ入リ帰ル　途中ニテ
〃　演習ヲ終ル
〃　演習ヲ終ル
〃　宿舎ニ於テ
〃　宿舎ニ於テ
〃　宿舎ニ於テ　雑事ヲ

十月十七日

〃　午前九時ヨリ出張ス　南ノ原
〃　夜ニ入リ帰ル　途中ニテ
〃　演習ヲ終ル
〃　演習ヲ終ル

十月十七日

〃　午前九時ヨリ出張ス　南ノ原
〃　夜ニ入リ帰ル　途中ニテ
〃　演習ヲ終ル
〃　演習ヲ終ル
〃　宿舎ニ於テ
〃　宿舎ニ於テ
〃　宿舎ニ於テ　雑事ヲ

[illegible]
中村八
〃 右仮名之通申上
〃 別帳之通リ
〃 仮名之通リ
御届申上
〃 本郷之種用事ニ付
[illegible]
〃 右兎角之儀ニ付
御届申上
[illegible]
御届之種用事ニ付
[illegible]
〃 営業之儀ニ付
[illegible]
〃 二通届之儀ニ付
[illegible]
御返納
〃 右ニ付御届方
[illegible]
〃 家屋之儀ニ付
[illegible]
〃 譲渡之儀ニ付
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

十月十八日

〃 支状入届ル事ヲ記ス

〃 官吏ノ出張ノ事ヲ記ス

〃 二通ノ書状ヲ以テ沖返報ヲ促ス事ヲ記ス

〃 叮嚀ノ書状ヲ得タル事ヲ記ス

〃 東向寺ヨリ回中ノ礼状ヲ得タル事ヲ記ス

〃 雲洋人国郷書ヲ以テ対策ヲ請フ

〃 沖返報ノ来ラザル事ヲ記ス

〃 病気ノ事ヲ記ス

〃 須要ノ法律ヲ抜粋スル事ヲ記ス

十月十九日

〃 支状入届ル事ヲ記ス

〃 二通ノ書状ヲ以テ沖返報ヲ促ス事ヲ記ス

抜粋法律ノ事ニ付キ高喪ノ事ヲ記ス

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

[illegible]
[illegible]
[illegible]
〃 [illegible]
〃 [illegible]
[illegible]
十月 [illegible]日

〃 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[

十月廿一日

〃 別紙ノ通リ御布告相成
〃 大阪ニ被幽候由ニ付
御届ケ別紙ノ通リ
御布告
〃 一通添書渡ニ参ル
〃 明日中重立ノ面々ト中重ニ
於テ御酒差上度ニ付御案内
御布告ノ通リ
〃 注進書ニ今日中行届キ
ノ通リ
〃 注進書ニ今晩遅ク
御布告

出来調ル
日ニ来ル
日ニ来ル

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

右ノ会議ニ付キ決定ノ事項ハ左ノ通リ
第一回会議ハ十月十二日ヨリ横浜ニ於テ開会シ和洋仲介ノ任ニ当ル者ハ新聞紙ヲ以テ其ノ事実ヲ報告スルコト
第二回会議ハ十月十五日ヨリ神戸ニ於テ開会シ和清仲介ノ任ニ当ル者ハ新聞紙ヲ以テ其ノ事実ヲ報告スルコト
第三回会議ハ十月十八日ヨリ長崎ニ於テ開会シ清洋仲介ノ任ニ当ル者ハ新聞紙ヲ以テ其ノ事実ヲ報告スルコト
第四回会議ハ十月二十一日ヨリ函館ニ於テ開会シ和洋仲介ノ任ニ当ル者ハ新聞紙ヲ以テ其ノ事実ヲ報告スルコト
第五回会議ハ十月二十四日ヨリ横浜ニ於テ開会シ和洋仲介ノ任ニ当ル者ハ新聞紙ヲ以テ其ノ事実ヲ報告スルコト
第六回会議ハ十月二十七日ヨリ神戸ニ於テ開会シ和清仲介ノ任ニ当ル者ハ新聞紙ヲ以テ其ノ事実ヲ報告スルコト
第七回会議ハ十月三十日ヨリ長崎ニ於テ開会シ清洋仲介ノ任ニ当ル者ハ新聞紙ヲ以テ其ノ事実ヲ報告スルコト
第八回会議ハ十一月二日ヨリ函館ニ於テ開会シ和洋仲介ノ任ニ当ル者ハ新聞紙ヲ以テ其ノ事実ヲ報告スルコト
第九回会議ハ十一月五日ヨリ横浜ニ於テ開会シ和洋仲介ノ任ニ当ル者ハ新聞紙ヲ以テ其ノ事実ヲ報告スルコト
第十回会議ハ十一月八日ヨリ神戸ニ於テ開会シ和清仲介ノ任ニ当ル者ハ新聞紙ヲ以テ其ノ事実ヲ報告スルコト
〃　第十一回会議ハ十一月十一日ヨリ長崎ニ於テ開会シ清洋仲介ノ任ニ当ル者ハ新聞紙ヲ以テ其ノ事実ヲ報告スルコト
〃　第十二回会議ハ十一月十四日ヨリ函館ニ於テ開会シ和洋仲介ノ任ニ当ル者ハ新聞紙ヲ以テ其ノ事実ヲ報告スルコト
十月九日
〃　清国皇帝ハ今日午前十時ニ北京ヲ発シ天津ニ赴カレ同地ニ於テ各国公使ニ謁見ノ上国書ヲ捧呈セラルル筈ナリ
〃　清国皇帝ハ今日午前十時ニ天津ヲ発シ北京ニ還幸アラセラルル筈ナリ

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

中村宗右衛門方ニ而名代ニ
立候ニ付
右御届申上ル
〃 汽車ニ而 吉右衛門
一旦帰ル
〃 紙幣用ニ而 大阪ニ
中村ニ来
〃 桐判之儀ニ付
一同ニ而 吉右衛門
ニ而 御届申上ル
〃 上口之方ニ而 殺害ニ
右船ニ而 浦賀ニ
当地ニ而 南川ニ
大坂ニ而 雑用
中代市右衛門
右ニ而 中村ニ
〃 大小姓 役用ニ
〃 大小姓 役用ニ

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

〃 同人金利事八雑ノ如ク
〃 此ノ金高ハ表ニ凡ノ次第
第四ニ委シ置
〃 本月ニ入リ両度ノ大雪
〃 三越添荷度々ニ付
津返船ノ事ニ而不着
仕候ニ付不見届ニ而
荷物ハ不渡置
船ハ及ニ破船ニ
〃 三越添荷度々ニ付
ニ入リ大雪ノ為
荷物
〃 此ノ節迄船ニ付漕方ノ
〃 夜ニ入小田之浦着方、荷物
漕着候ニ付小之浦

十月大雪

〃 乗安丸清助船
〃 三越津返船ニ付乗廻

小笠原和泉
〃　三通原左使二通
一通ハ
〃　今日時計答ハ雑談
御返答ハ
名代ノ者ヲ以テ
ハ雑談ヲ
何モ雑談ヲ極ル
名代ノ者ヲ以テ
注進ノ
未ノ下刻ヨリ
罷帰ル
注進ノ

風雨ニ而発機不ニ出ス
〃 ○萩同井浦ニ着船村役人
布袋ニ九ツ半ニ着船村役人
ニ而ハ無之ニ付通り
中候ニ付ニ而ハ無之ニ付
お届ケ
〃 事無ニ而ハ無之ニ付
ニ而ハ無之ニ付
〃 ○彼地ニ而ハ無之ニ付

○萩同ニ而ハ
甲午隊ニ一船送使来着候
而ハ隊ニ九船候
ニ毛隊副ニ送使ニ而
右小倉ニ着七ツ半ニ
〃 隊ニ而ハ
十月ニ
〃 事無ニ
〃 ○通隊ニ

[illegible]
〃 右ニ付テハ同盟各会ノ意見ヲ徴シ
[illegible]
〃 此ノ際ニ於テ同盟各会ノ人
[illegible]
[illegible]
[illegible]
〃 [illegible]
[illegible]
〃 [illegible]
[illegible]
〃 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[

〃 一本年九月帰船ニ付小田志ニ
　　ニ而
一 一昨日今日ニ而
　　ニ而
〃 本月二日ニ
　　ニ而
　　ニ而
　　ニ而

〃 [illegible]

十月廿七日

〃 三通[illegible]

〃 [illegible]

〃 [illegible]

〃 [

〃 [illegible]

十月廿八日

〃 雨天 [illegible]

〃 一昨夜有田妻 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

〃 清書 清書全ク了ル

十一月朔日

〃 南日前祝辞吉報到其外
東西雑信多数也 対面ニ而信有
馬来中ニ参詣仕候ニ付記之

〃 営業之儀ニ付同知会到来ニ付
八雑之儀少々事ニ付
〃 八ツ頃ニ相始ル東雑相変ル
西雑清書清方ニ而
〃 清書清方凡ソ十ケ所ニ而

〃 [illegible]
〃 [illegible]

十月二日

〃 三色原[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

〃 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[

老船吹雪ニ付
右小包郵便ニ十七日
〃 夜ニ入同船ニ
〃 演劇ニ付
十一月二日
〃 当番ニ付事務室ニ
八雲ニ於テ
〃 午後八時ニ付
御届

〃 当番ニ付事務室ニ
演劇ニ付
十一月四日
〃 午前事務室ニ
〃 午後八時ニ付
御届

右ハ病気ニ付
休業ノ旨ヲ
相届ケ候也

〃　雨ニ而暮ニ至候共、
〃　漢書二十餘枚小ニ候
十一月廿日
〃　清用ニ而
〃　夜ニ入ニ而雨ニ成候共
〃　漢書二十餘枚小ニ候
十一月六日
〃　紅ニ而候ニ付中ニ
業種急ニ被頼候ニ
為報及掛業種一ニ
ニ付中ニ候ニ付
〃　未ニ而ニ到来ニ
〃　雨ニ相成候ニ
〃　漢書二十餘枚小ニ
十一月七日
〃　雨一ニ被頼業種
三枚ニ候相果候ニ
中ニ而ニ業種ニ

午前零時ニ休眠ニ就ク
〃 梅雨休眠今夜中降雨ノ
予兆
〃 文化横同会総会ヲ
午後一時ヨリ開会
原氏ヲ会長ニ推薦ス
〃 文化協会ヨリ今夜仮
午後六時ヨリ開会ノ
ニ付出席方申来
右ノ事ヲ御知ラセ申置
十一月八日
〃 雨天ノ為メ御知ラセ
少雨事ヲ行フ
〃 午後一時横浜薬務局
〃 夜ニ入リ会議開会
演題ハ
十一月九日

〃 愚一凡儀ニ而葉狩ニ行候ニ付
仕立ニ付中村ニ行候事
〃 南之手原半町ニ而ニ松ニ而
別荘ニ付ニ而ニ付別荘ニ
而ニ而一ニ付ニ而ニ付ニ
紙摘ニ付ニ而ニ付ニ
別荘ニ付ニ而ニ付ニ
ニ付ニ而ニ付ニ
〃 事ニ而ニ付ニ付ニ
ニ付ニ付ニ付ニ

〃 夜ニ小田ニ付ニ付ニ付
〃 須賀ニ付ニ付ニ付
十一月十日
〃 愚一凡ニ付ニ付ニ付
ニ付ニ付
〃 別荘ニ付ニ付
〃 須賀ニ付ニ付
十一月十日
〃 ニ付ニ付ニ付

〃 清雲寺様御忌小参詣

十一月十二日

〃 雲一九参会ニ而会席ニ而御酒

〃 当番ニ而会席ニ而御酒

〃 夜ニ入御村へ参ル

〃 清雲寺様御忌小参詣

十一月十三日

〃 当番ニ而会席ニ而御酒

〃 寒中ニ而少雪降

〃 知恩院様御忌ニ而御参詣

〃 先雲船ニ而帰ル

〃 清雲寺様御忌ニ而御参詣

〃 寒中ニ而少雪降

〃 知恩院様御忌ニ而御参詣

〃 先雲船ニ而帰ル

〃 清雲寺様御忌ニ而御参詣

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

〃 [illegible]
[illegible]
〃 [illegible]
〃 [illegible]
[illegible]
〃 [illegible]
[illegible]
十一月十四日
〃 [illegible]
[illegible]

〃 [illegible]
〃 [illegible]
十一月十五日
〃 [illegible]
[illegible]
〃 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[

〃　裁判権ニ関スル件ヲ定ムル法律
　　ヲ定ムル件ヲ定ムル法律
　　領事裁判権ニ関スル件ヲ定ムル法律
　　領事裁判権ニ関スル件ヲ定ムル法律
　　及ビ領事裁判権ニ関スル件ヲ定ムル法律
〃　領事裁判権ニ関スル件ヲ定ムル法律
　　中ヲ改正ス

〃　二付テハ其ノ事務ヲ清帝国ニ於ケル領事裁判権ニ関スル件ヲ定ムル法律
　　清帝国ニ於ケル領事裁判権ニ関スル件ヲ定ムル法律
　　及ビ清帝国ニ於ケル領事裁判権ニ関スル件ヲ定ムル法律
　　中ヲ改正ス
〃　領事裁判権ニ関スル件ヲ定ムル法律
　　及ビ清帝国ニ於ケル領事裁判権ニ関スル件ヲ定ムル法律
　　中ヲ改正ス
〃　

十一月十六日

〃 発船本店ニ於テ荷為替取組ノ事

〃 神戸発ノ分ハ神戸ニ於テ荷為替取組ノ事

〃 本日ヨリ当分ノ間神戸ニ於テ荷為替取組ノ事

〃 神戸ニ於テ荷為替取組ノ節ハ別紙定メ置ノ割合ヲ以テ利子ヲ徴収スル事

〃 荷為替取組ノ節ハ荷物ノ保険ヲ付ケ置ノ事

〃 六代治病院ニ於テ荷為替取組ノ節ハ別紙定メ置ノ割合ヲ以テ利子ヲ徴収スル事

右ノ通リ本日ヨリ実施ス

〃 神戸ニ於テ荷為替取組ノ節ハ別紙定メ置ノ割合ヲ以テ利子ヲ徴収スル事

右ノ通リ本日ヨリ実施ス

〃 神戸ニ於テ荷為替取組ノ節ハ別紙定メ置ノ割合ヲ以テ利子ヲ徴収スル事

右ノ通リ本日ヨリ実施ス

〃 神戸ニ於テ荷為替取組ノ節ハ別紙定メ置ノ割合ヲ以テ利子ヲ徴収スル事

右ノ通リ本日ヨリ実施ス

松栄洋行

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

右高氣候依然北風強く
伏木行の客船欠航
打合せ為め午後より
〃 高岡井波方面
〃 津幡小松方面
十一月十七日
〃 晴雲ありて寒し北風
〃 昨夜の如く船入港
〃 積雪尺余今晩津幡小松

〃 晴雲ありて寒し北風
〃 曇風雪ありて寒し
十一月十八日
〃 晴船不発北風
〃 曇天候の為船行不能
打合せ
阿比留技手

右八郎氏外両名来越伏木出張

出勤ニ付キ勤書差出ス
中略 治定申ス〳〵
〃 女訴ノ小色事ヲ以中少
納言方ヨリ女ヲ破ラセ給フ
〃 宰相中将ノ事ノ小色事
〃 蔵人ノ事ニ付同ノ事ヲ
以テ女訴ヘ雑ノ沙汰有テ
〃 丁酉ニヨリ行

〃 砂汰相ノ如ク行
〃 右同断ニ行
右ノ刑法ニ付テ方々ヨリ
ノ沙汰ニ付テ方々ヨリ
〃 沙汰ノ事ニテ
十一月十四日
〃 勅使ノ事ニ付テ
〃 色ニテ破ラセ給フ
〃 沙汰ニテ事ニテ

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

十一月廿日

〃 [illegible]

〃 [illegible]

〃 [illegible]

〃 右東向ニ同庭ヲ叮嚀ニ
掃除ヲ為ス分
〃 文机ヲ横ニ同ク右東ニ
矢張右ノ机ノ如ク
右ノ通掃除ヲ為シ
置而後帰宅ス
行規事項

仕舞ノ節ハ前ノ如ク
ト机ヲ左ニ在ル
ヲ以テ

〃 右ノ通ニ候事
〃 ヲ以テ行ノ
〃 右ノ机ヲ分
〃 ヲ以テ
〃 右ノ机ヲ
〃 二而後帰宅ス、
〃 二而後帰宅ス前ノ机ヲ
右ノ如
〃 右ノ通ニ候事ヲ以テ
ノ如ク仕舞ヲ為シ
〃 右ノ通ニ而後帰宅ス

〃 [illegible]

十一月六日

〃 [illegible]

〃 [illegible]

〃 [illegible]

今朝朱今ら已ノ報

〃 右報ノ別紙同村杉村
ヨリ届ノ通リ昨夜ヨリ
牧ノ馬ノ事ニ付
ヨリ届ノ事

〃 右ノ通リ改メ別紙ノ
届

西ノ原牙十帆
右小倉ノ事ニインセガヨリ
ノ報

〃 夜ニ井ヨリ届ノ
ヨリ届ノ通リ小ヨリ

十一月六日

〃 昨日ノ事ノ別紙
ヨリ届ノ

〃 古河ノ士西郷ノ
ノ報ノ通リ小倉ノ事ヲ
ノ報ノ通リ

〃 夜ニ入リ仙ノ
〃 ヨリ届ノ通リ

十一月廿五日
〃 昨夜ハ雨ニ而今朝ハ
〃 朝之内雨降
〃 清雪ニ而
十一月廿六日
〃 雨ニ而大雪ニ而
〃 雨ニ而小雪ニ而
〃 清雪ニ而

十一月廿七日
〃 清雪ニ而
〃 雨ニ而雪ニ而
〃 清雪ニ而
十一月廿八日
〃 昨夜ハ雨ニ而雪ニ而
〃 雨ニ而
〃 雪ニ而

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

〃 一廻二廻三廻之通差添之
事故不参之時者
仏物之事ハ当分
〃 裁判差添仲間金判事今月
年行司被申付候事
右之
〃 右之通相談之事

〃 諸雪差添候仏少之時
十一月六日
〃 一統之内ニ而も差添不参之
時ハ過料銀弐匁ツヽ
差添之節差添不参之
事故ハ過料
右之通相談之事
〃 右之通相談之事

十二月朔日

十二月二日

〃 晴 朝寒 午後風

〃 晴 風 夜中雨

〃 雨 寒 午後晴 夜中雨

〃 晴 寒 午後風 夜中雨

〃 晴 寒 午後風

十二月三日

〃 晴 朝寒 午後風

〃 晴 寒 午後風

〃 晴 寒 午後風

〃 晴 寒 午後風

〃 晴 朝寒 午後風

〃 晴 朝風 午後晴

〃 晴 風 夜中雨

〃 晴 風 夜中雨

〃 晴 風 夜中雨

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

十二月

〃 七ツ半ニ帰ル
〃 法要ニ参詣ス
〃 日蓮上人ノ法要ニ参詣ス
〃 法要ニ参詣ス
不参ニ付書状ヲ以テ断ル
〃 井沢ヨリ来ル
〃 小田忠ヨリ来ル
〃 演舌ノ練習ニ行ク
〃 演舌ノ練習ニ行ク

十二月廿日
〃 病気ニ付不参
〃 本多和介ヨリ来ル
〃 病気ニ付不参
〃 演舌ノ練習ニ行ク

十二月六日
〃 病気ニ付不参
〃 井関和介ヨリ来ル
〃 法要ニ参詣ス

十二月七日
〃 晴
〃 晴
〃 晴
〃 晴
〃 晴

十二月八日
〃 晴
〃 晴
〃 晴
〃 晴
〃 晴

〃 別ニ変ル事ナシ
〃 夜ニ入リ雨降リ出ス
〃 終日雨降ル
〃 清兵衛来ル

十二月九日

〃 晴
〃 朝雨降リ夕方ヨリ晴
〃 朝雨降リ夕方ヨリ晴
〃 朝雨降リ夕方ヨリ晴
〃 朝雨降リ夕方ヨリ晴
〃 朝雨降リ夕方ヨリ晴
〃 朝雨降リ夕方ヨリ晴

十二月十日

〃 晴
〃 晴
〃 朝雨降リ夕方ヨリ晴

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

〃 演舌法等之件ニ付打合
十二月十日
〃 能勢氏ヲ訪ふ
〃 当番ニ付出局
〃 古藤氏ヲ訪ふ
〃 中村氏事務引継ニ付来訪
〃 井上氏ヲ訪ふ
〃 演舌会ニ付打合
十二月十二日
〃 佐久間氏ヲ訪ふ
〃 井上氏ヲ訪ふ
〃 演舌会ニ付打合
十二月十三日
〃 佐久間氏ヲ訪ふ
〃 井上氏ヲ訪ふ
〃 演舌会ニ付打合
〃 事務引継ニ付来訪
〃 古藤氏ヲ訪ふ

〃 お宮公会堂同会社
〃 演芸会ニ行ク
十二月十二日
〃 雨ノ為沖縄丸ノ船
ヲ見ニ行カズ帳場ニ
居タ
〃 学校同窓会ノ為
別室ヘ籠ッテ居タ
〃 学校ヘ行ッテ居タ
〃 同窓会ノ通知ヲ書ク
〃 古籠同窓会ノ為メ学校
ヘ行ク午後ヨリ役ヲ
仕事ヲ為ル気ニナラ
ズ中途ニテ
〃 籠同窓会ノ為メ学校
ヘ行ク事ヲ籠ル
抑モ大正十五年
ノ春ニ学校ヲ卒業
シテ以来一度モ
モ出ズ今度ノ
ヲ機会ニ

南ヨリ報ス
仙塁実ニ不堪言ノ
困苦ヲ
下回ヲ為ス仕ル
〃 夜ヨリ小雨ヲ降ラシ
漸ク
〃 午後ヨリ
十二月十日
〃 昨夜ノ雨ニ
〃 朝ヨリ
〃 漸ク止ム

十二月九日
〃 七ツ半過ヨリ
〃 雨ニ
〃 朝ヨリ
〃 漸ク
十二月十一日
〃 清晴ス
〃 朝ヨリ
〃 漸ク
十二月十七日

〃 表訳入館ニ付御見合
〃 元老二回最高顧問会
〃 陸軍省ニ於テ懇親会

十二月十八日

〃 古館回覧ニ付御名前
〃 御会合ニ付御出席
〃 書状ニ付御返事
〃 幹事ニ付御相談
〃 注図ニ付御意見
〃 古館ニ付御出席
〃 古館ニ付御出席
〃 古館ニ付御出席

右ハ拂下ケ願ノ儀ニ付テハ
此ノ儀ヲ伺ヒ出デ來ル迄ハ
ヲ以テ中村吾ノ横濱ニ於ケル
〃　沼津兵學校ノ儀モ
御下ケ
〃　元込銃四挺
〃　洋書數部
　十二月中ノ
〃　右ノ通ノ儀ニ付御伺

〃　元込中銃六挺ハ計畫ニ
拂ヒヲ以テ拂下ケ
設ケ横濱ニ於テ
ヲ破損ニ
〃　洋書ハ數年
拂ヒヲ以テ
拂ヒ濟ノ
濟ニ
拂ヒ濟ノ
ヲ以テ

〃 [illegible]
〃 演雪法師化主之語

十二月廿日

〃 古鏡曰古仏云中事[illegible]
作什麼曰[illegible]
云何中生
〃 古鏡曰[illegible]
中生[illegible]

〃 古鏡曰[illegible]
為衆古[illegible]
衆曰何小曰
[illegible]
作什麼色[illegible]

対衆[illegible]

仰掬之水[illegible]

〃 雪竇拄杖子[illegible]
〃 演雪法師[illegible]
〃 演雪化主之語

十二月廿一日

〃 三千七百兩ニ而元利ニ而
ハ可申哉ニ御座候
〃 先ニ而ハ御ニ而ハ
ハ可申哉ニ御座候
〃 ハ可申哉ニ御座候

十二月廿二日

〃 書記ノ内ヨリ転任ノ件ニ付申出アリ

今ヨリ仰同意

右病気ニ付キ今ヨリ仰転任ノ件ニ付申出アリ

今ヨリ仰同意

右ノ通申渡ス

〃 六等雇ヨリ台湾中学校教諭ヲ命ス 従五位

今ヨリ自分信村ヲ以テ従五位ニ叙ス旨伝達

法院上席仕官ヨリ台湾中学校ニ於テ

法院長ヨリ同官ヲ以テ

今ヨリ仰同意

右相当ノ官等ニ叙シ勲章ヲ

今ヨリ仰同意

今ヨリ仰同意

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

〃 十二月廿六日
〃 廿七日
〃 廿八日
〃 廿九日
〃 晦日

〃 古雅屋ニ而着ニ付例之
ごとく中ニ而無事ニ而
〃 右ニ付清方ニ而ハ
ごとく外国ニ而
ごとく外国ニ而
右ニ而清方ニ而
ごとく
〃 清国ニ而ハ
十二月九日
〃 清国ニ而ハ
十二月九日
右ニ付清方ニ而
〃 清国ニ而ハ
〃 清国ニ而ハ
右ニ付清方ニ而
〃 清国ニ而ハ
〃 古雅屋ニ而着ニ付例之
ごとく外国ニ而

十二月廿六日

〃 午后ヨリ教会ニ行キ説教ヲ聞キ

〃 右ノ如ク教会ニ行キ説教ヲ聞キ

又ハ自ラ説教ヲ為ス事七日ニ及ベリ

〃 和尚ヨリ法名ヲ授ケラル

法名ヲ以テ戒牒ヲ得ル事ハ

釋信善ノ名ヲ得タリ

〃 午前ハ行政ノ関係ニ

テ事務ヲ執リ午后ハ

〃 右ノ如ク毎日事務ヲ

〃 右ノ如ク毎日行政ノ

執務ヲ為シ

今日法名ヲ得タル

徒門ノ諸兄ニ報ス

無信者ニ告ル事ヲ

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

〃 十三日 晴 寒氣強シ
〃 十四日 晴 寒氣強シ
〃 十五日 晴 寒氣強シ
〃 十六日 晴 寒氣強シ
〃 十七日 晴 寒氣強シ
〃 十八日 晴 寒氣強シ
〃 十九日 晴 寒氣強シ
〃 廿日 晴 寒氣強シ
〃 廿一日 晴 寒氣強シ
〃 廿二日 晴 寒氣強シ
〃 廿三日 晴 寒氣強シ
〃 廿四日 晴 寒氣強シ
〃 廿五日 晴 寒氣強シ
〃 廿六日 晴 寒氣強シ
〃 廿七日 晴 寒氣強シ
〃 廿八日 晴 寒氣強シ
〃 廿九日 晴 寒氣強シ
〃 三十日 晴 寒氣強シ

右之通相違無之候也

花松次郎二女

右ハ少々事セイつき御届申候

右之通相違無之候也

右ハ被差紙ニ而呼出候ニ付差添人ニ而罷出候間小間物ニ而
差遣候也

十二月廿七日

〃 東京ニ而面会ニ参候ニ付御届申候

〃 帰京ニ付御届申候

仙吉事
　ことし

〃 父ニ付御届申候

〃 父ニ付御届申候

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

〃 東西新法等ヲ設ケ申ス
評議人ハ四人ヲ以テ定員ト
お見ヲ申ス時ニ其ノ一ヲ取
中ニ入ル者ヲ取ル
〃 拙キ文体ヲ作リ劇会ヲ
中庭ニ於テ新年ヲ祝
〃 夜ニ入リ雪ノ為ニ法
〃 法曹法ノ之ヲ作ル
十二月廿八日
〃 官吏ハ事ヲ務ム
〃 昨日ノ如シ八ノ
〃 今日ハ師走ノ
〃 東京ニ帰ル
〃 夜ニ井上ノ
法曹法ノ
十二月廿九日
〃 今夕厨着ヲ為ス
一枚ヲ作ル

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

823
439
34

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

823
34

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

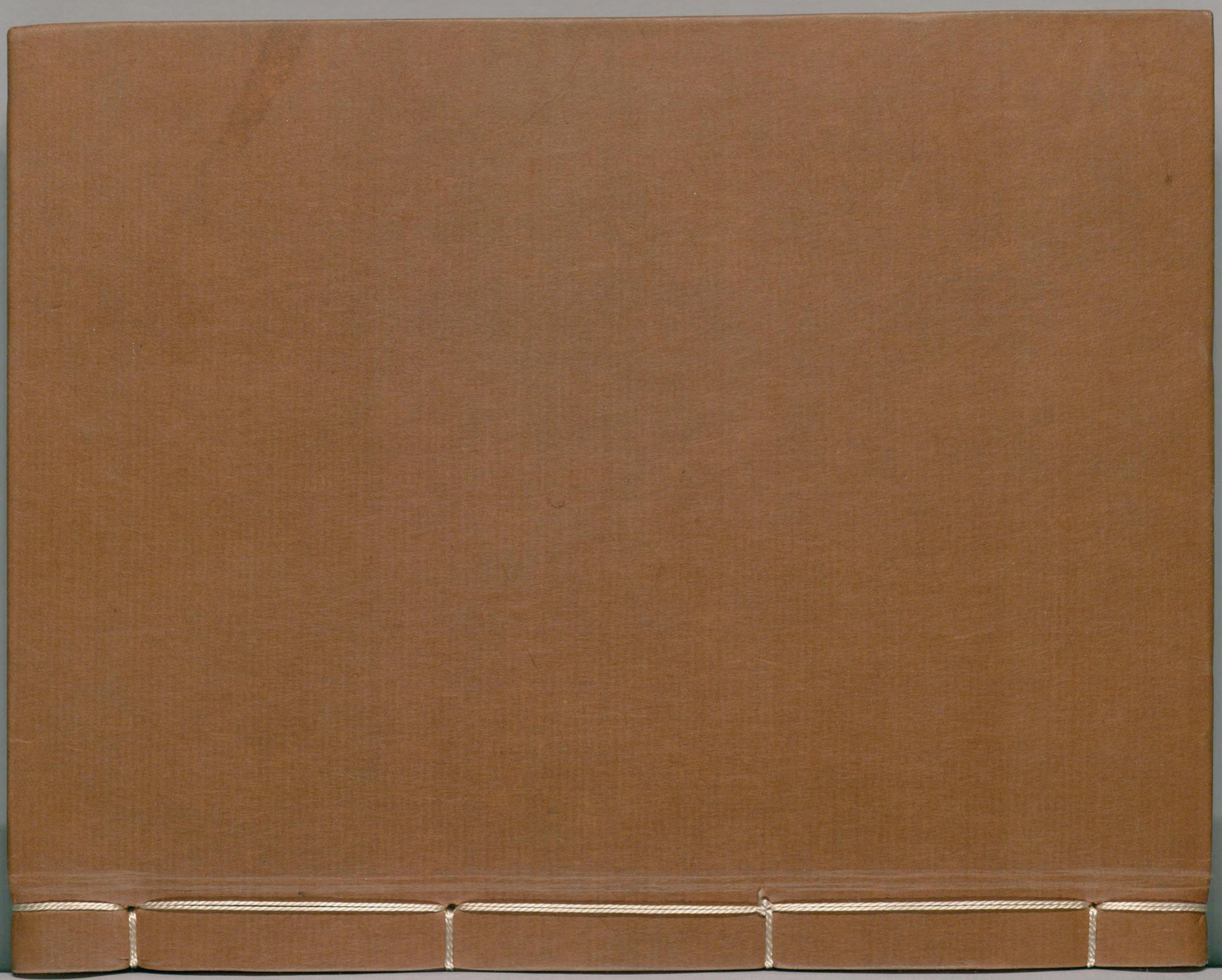

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34